

## 奈良県教育委員会教育長訓令第七号

奈良県立高等学校等処務規程（昭和三十二年六月奈良県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第十三条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 職員は、介護時間をとろうとするときは、介護時間簿に要介護者に係る医師の診断書等の証明書を添付して校長に願い出なければならぬ。

第十七条第四項中「又は口頭」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、緊急の場合又は用務が軽易な事項である場合は、口頭で復命することができらる。